

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2012-113404
(P2012-113404A)

(43) 公開日 平成24年6月14日(2012.6.14)

(51) Int.Cl.
G06F 13/00 (2006.01)

F I
G06F 13/00 560A

テーマコード(参考)
5B084

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 13 頁)

(21) 出願番号 特願2010-260030 (P2010-260030)
(22) 出願日 平成22年11月22日(2010.11.22)

(71) 出願人 510056113
株式会社フォーカルワークス
東京都渋谷区恵比寿西2丁目11番12号
(74) 代理人 100105924
弁理士 森下 賢樹
(72) 発明者 森下 賢樹
東京都渋谷区恵比寿西2丁目11番12号
(72) 発明者 榎本 昌史
東京都渋谷区恵比寿西2丁目11番12号
(72) 発明者 三谷 拓也
東京都渋谷区恵比寿西2丁目11番12号
Fターム(参考) 5B084 AA17 CD21

(54) 【発明の名称】 投稿処理システム

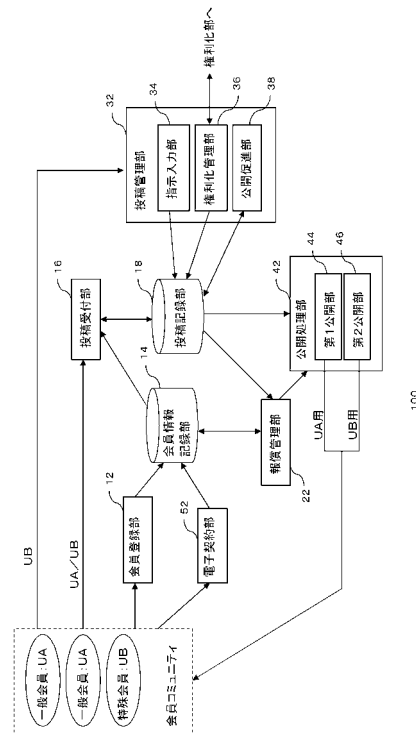
(57) 【要約】

【課題】商品等の企画に関する投稿を増やし、知的財産で守りつつ商品化に結びつける。

【解決手段】

会員がネットワークを介して投稿をする。会員情報記録部14は会員を一般会員UAと特殊会員UBとに分けて記録する。投稿受付部16は会員から商品等の企画に関連する投稿群を受け付け、投稿記録部18に記録する。第1公開部44は記録された投稿群を一般会員UAへ公開する。第2公開部46は特殊会員UBへ公開する。投稿管理部32は、記録された投稿群の公開を実行ないし停止するための指示入力部34を含む。投稿管理部32は特殊会員UBから制御可能に構成する。また、投稿管理部32によって公開の停止が指示された投稿群について、第1公開部44は公開を停止し、第2公開部46は公開を実行する。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

会員によってネットワークを介してなされる電子的な投稿を処理するシステムにおいて、ひとつの投稿とそれが契機となって電子的に行われる後続の投稿とを併せて投稿群と呼ぶとき、

一般会員と特殊会員とを含む会員を記録する会員情報記録部と、

会員から商品ないしサービスの企画に関連する投稿群を受け付ける投稿受付部と、

受け付けた投稿群を記録する投稿記録部と、

記録された投稿群を一般会員へ公開する第 1 公開部および特殊会員へ公開する第 2 公開部とを含む公開処理部と、

記録された投稿群の公開を実行ないし停止するための指示入力部を含む投稿管理部と、を備え、

投稿管理部は少なくともその一部が特殊会員から制御可能に構成されるとともに、

投稿管理部によって公開の停止が指示された投稿群について、第 1 公開部は公開を停止し、第 2 公開部は公開を実行するよう構成したことを特徴とする投稿処理システム。

【請求項 2】

請求項 1 に記載のシステムにおいて、

投稿記録部は、投稿群とともにその公開を実行ないし停止するフラグを記録するメモリ領域を含み、

投稿受付部が投稿群を投稿記録部に記録する際、フラグの初期値として公開を停止する状態にて記録し、

投稿管理部は指示入力部からの指示によってフラグを書き換え、

第 1 公開部はフラグの状態が公開の停止を示すとき投稿群の公開を停止することを特徴とする投稿処理システム。

【請求項 3】

請求項 2 に記載のシステムにおいて、

投稿管理部はさらに、指示入力部からの指示がない場合であっても、公開を実行する状態にフラグを書き換える公開促進部を備えることを特徴とする投稿処理システム。

【請求項 4】

請求項 1 から 3 のいずれかに記載のシステムにおいて、

投稿記録部は、投稿群とともにその投稿群によって体現される企画の詳細が知的財産として保護に値するかを記録するメモリ領域を含み、

前記詳細が知的財産として保護に値するとき、前記投稿群を発した一般会員の少なくとも一部に対して所定の報償を提供するための報償管理部をさらに備えることを特徴とする投稿処理システム。

【請求項 5】

請求項 1 から 3 のいずれかに記載のシステムにおいて、

投稿記録部は、投稿群とともにその投稿群によって体現される企画の詳細が知的財産として保護に値するかを記録するメモリ領域を含み、

前記詳細が知的財産として保護に値するとき、保護のために必要な手続がとらるまで投稿管理部は公開を停止する状態にフラグを維持することを特徴とする投稿処理システム。

【請求項 6】

請求項 1 から 5 のいずれかに記載のシステムにおいて、

第 1 公開部は投稿群の公開を禁止したとき、現在公開が停止されている旨のコメントを公開することを特徴とする投稿処理システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は投稿を受けるシステムに関し、とくに会員から商品やサービスの企画に関する投稿をネットワーク経由で受け付け、所定の処理を施すシステムに関する。

10

20

30

40

50

【背景技術】

【0002】

個人の価値観や生活様式の多様化に伴い、各種商品は多品種化を余儀なくされてきた。個々のユーザの感覚に合致する商品の企画はゴールのない永遠のテーマである。そうした背景から、マサチューセッツ工科大学のエリック・フォン・ヒッペル教授は「ユーザーイノベーション」という考え方を提唱している。イノベーションは企業よりむしろユーザから発生するという考え方で、例えば3M社、プロクター・アンド・ギャンブル社等はユーザを開発過程から巻き込み、一定の成功を収めている。

【0003】

特許文献1には、アイデアを思いついた人がそれを企業に売り込むための技術が提案されている。この技術はインターネット上で実行され、アイデアはまず概要だけが公開される。これに興味をもって購入した企業に対し、アイデアの詳細が提示されるというものである。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開2003-132244号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

特許文献1の技術が世間の注目を得て大きなムーブメントになるためには、アイデアを投稿する人の数やそのアイデアをチェックする企業の数がいわゆるクリティカルマスを超えていかなければならない。これはネットワーク型ビジネスに共通の課題である。また、特許文献1の技術の場合、アイデアが願望だけでは不十分で、その解決策まで提示しないと成り立たない。しかし一般に、解決策まで考案できる個人数は限られている。クリティカルマスを超えることは容易ではない。

20

【0006】

本発明はこうした課題に鑑みてなされたものであり、その目的は、アイデア等の企画の投稿と利用がより広く世の中に浸透するための技術を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

30

【0007】

本発明の投稿処理システムは、会員によってネットワークを介してなされる電子的な投稿を処理するシステムにおいて、ひとつの投稿とそれが契機となって電子的に行われる後続の投稿とを併せて投稿群と呼ぶとき、一般会員と特殊会員とを含む会員を記録する会員情報記録部と、会員から商品ないしサービスの企画に関連する投稿群を受け付ける投稿受付部と、受け付けた投稿群を記録する投稿記録部と、記録された投稿群を一般会員へ公開する第1公開部および特殊会員へ公開する第2公開部とを含む公開処理部と、記録された投稿群の公開を実行ないし停止するための指示入力部を含む投稿管理部とを備え、投稿管理部はその少なくとも一部が特殊会員から制御可能に構成されるとともに、投稿管理部によって公開の停止が指示された投稿群について、第1公開部は公開を停止し、第2公開部は公開を実行するよう構成されている。

40

【0008】

一般会員と特殊会員は投稿の開示度において異なる会員と考えることができる。以下、「商品ないしサービスの企画」を単に「企画」とよぶ。

【発明の効果】

【0009】

本発明によれば、例えば以下のいずれかの効果がある。

1. 複数の会員から企画を受け付けることができ、かつ投稿群によってその企画を洗練または完成させ、ないし価値を高めることができる。

2. 投稿意欲を昂進することでよりすぐれた企画を発掘し、企画提案の裾野を拡大する

50

ができる。

3. 投稿され、深化された企画を適切に知的財産によって保護し、企画をビジネス化する主体を支援することができる。

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図1】実施の形態に係る投稿処理システムの構成を示す図である。

【図2】実施の形態の投稿記録部の内部データ構造を示す図である。

【図3】実施の形態に係る投稿処理システムによる処理のフローを示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0011】

[概要]

実施の形態はいわゆるQ & Aサイトのサーバを中心に構築される。Q & Aサイトは国内でも数社が大規模なサービスを展開しており、中には100万人超の会員をもっているところもある。実施の形態は、そうした既存のサイト内に比較的容易に実装することができ、Q & Aという本来のサービスに付加的なサービスを提供する。

【0012】

実施の形態はQ & Aというやりとりを企画の生成と深化に活かす。Q & Aサイトでは一般に、質問が「生活」「社会」「マネー」「娯楽」等にカテゴリー分けされ、さらにそれぞれが子や孫のカテゴリーに分類されている。実施の形態の準備として、親、子、孫など、いずれの階層でもよいが、まず「企画提案」や「これがほしい」といった新たなカテゴリーを作る。以下、このカテゴリーのもと、投稿のやりとりがされる場を「企画フィールド」と呼ぶ。

【0013】

会員は例えば自分が欲しいものが見つからないとき、企画フィールドで「・・・がほしいが、誰か作ってください」など、企画検討のための契機となる願望を発する。もちろん、会員はより積極的に、「・・・はあるが、・・・の機能が弱い。私はこの機能のために、・・・で利用されている・・・技術を応用できると思うが、誰かもっと具体的に考えてくれないか」など、願望に加え解決案の一部を提示してもよい。こうした問いを見たほかの会員のうち、その企画に賛同したり解決策をもっている人は、いわば連歌のごとく企画に対して提案やコメントを加えていく（最初の問いの投稿と後続の投稿を併せて投稿群とよぶ）。いずれにせよ、企画フィールドでは、会員がそれぞれひとりでは作れないものを討議し、深化させていく。

【0014】

既存のQ & Aサイトにおけるやりとりを観察していると、会員は金銭的な見返りよりも、人に感謝されるといった精神的な満足ないしサイト内で得られる名誉が行動指針となっていることに気づく。そのため、企画フィールドについても当然同様の理由で投稿群が集まる期待ができるが、さらに会員の投稿意欲を昂進するために、実施の形態では以下の仕組みを導入する。

【0015】

(1) 投稿群が充実すると、特許や実用新案など知的財産として保護を求めるレベル（以下保護レベルという）に到達しうる。そのため、企画フィールドの投稿については、一定の審査期間公開を停止し、公知になることを防止する。実際に保護レベルに達した投稿群については、それをもとに実施の形態のシステム運営者が特許出願等を行う（以下知的財産としての権利化を「特許出願」で代表させる）。

【0016】

(2) 特許出願が行われた場合、システム運営者は投稿群をなした会員の中から発明者を認定し、サイト内での表彰、景品の贈呈、サイト内で利用できるポイントの付与など（これらを総括して報償という）を行う。その前提として、会員はシステム運営者と特許を受ける権利等の譲渡に関する会員規約に合意した後、企画フィールドに参加するものとする。なお、発明者の地位は得られなくとも、最初の問いを発した人や議論の進行に貢献した

10

20

30

40

50

会員（以下貢献者という）にも同様に一定の報償を出してもよい。

【0017】

（3）特許が成立したときにも、発明者と貢献者に会員規程で定める報償を出す。この特許権がライセンスされるなど収益を生んだときも同様である。

（4）会員の自由な投稿によって議論の活性化が期待できる反面、議論にまとまりを欠く場合がある。そこで実施の形態では通常の会員である一般会員のほかに、システム運営者が定める特殊会員を設ける。その区別は会員に見えてもよいし、見えなくてもよい。特殊会員は企画が保護レベルに達するよう議論を先導していく。

【0018】

（5）特殊会員は、技術分野ごとに選定される顧問のような人たち、過去このサイトにおいて優れた回答や提案をしてきた会員などで構成され、予めシステム運営者と守秘義務契約を交わしている。企画フィールドの投稿は、前述の審査期間会員に対する公開が見送られるが、それは一般会員への公開に関してである（以下一般会員への公開を「第1公開」とよぶ）。特殊会員に対しては投稿は即座に公開され、審査と以降の議論の先導を可能にしておく（以下特殊会員への公開を「第2公開」とよぶ）。なお、投稿群ごとに特殊会員からふさわしい人を選んでその投稿群の担当とすれば、処理が迅速になり望ましい。

10

【0019】

（6）第2公開を受けた特殊会員は、投稿群が保護レベルにあると判断したとき、第1公開を先延ばしにし、特許出願が終わったあと第1公開を許可する。第1公開が停止されている間、一般会員には「本アイデアはいま特許出願をするかどうか検討中です」などと表示することにより、停止の理由を明らかにするとともに、よい投稿が特許出願として取り上げられることを会員に知らしめる。なお、公開を停止する場合、その企画に関する投稿群すべてをいったん非公開に戻してもよいし、保護レベルに達する原因となった投稿だけを非公開としてもよい。

20

【0020】

（7）第2公開を受けた特殊会員が、（6）と逆に投稿群が保護レベルにないと判断したとき第1公開が許可され、新たな投稿が受け付けられる。システムは、ある企画について最新の投稿がなされてから一定期間第1公開を自動的に停止させるものとする。しかし、その最新の投稿でも保護レベルに達していない場合、再び第1公開が実行される。したがって、保護レベルに達しない間、投稿が発生するたびに一定期間第1公開が停止され、そのあと許可されるという処理が繰り返される。

30

【0021】

（8）せっかく生まれた企画も、それを商品化する企業にとって魅力がなければ意味がない。そのため、法人会員のうち希望する企業には、一定の対価の支払いと法人会員規約への同意を条件に特殊会員への登録を認める。その際、あるひとつの企画に関する投稿群にのみ特殊会員として参加するか、企画フィールドへのすべての投稿群へ特殊会員として参加するかなど、企業ごとに細部を定める。

【0022】

（9）企業が特殊会員として参加する場合、保護レベルに達した投稿群について特許を受ける権利はシステム運営者と共有としてもよい。運用は対価の支払い等との関連で定めればよい。

40

【0023】

[具体例]

図1は実施の形態に係る投稿処理システム100の構成を示す。投稿処理システム100はQ & Aサイト内に設けられる。このサイトには一般会員UAと特殊会員UBを含む会員コミュニティが形成されている。会員登録部12は新たに会員になる者が登録作業をするインタフェースで、会員の情報は、その人が一般会員であるか特殊会員であるかも含めて会員情報記録部14に記録される。電子契約部52は会員のうち特殊会員になる者がシステム運営者と守秘義務契約を結ぶためのインタフェースで、電子文書としての守秘義務契約も会員情報記録部14に記録される。

50

【 0 0 2 4 】

投稿受付部 1 6 は会員から細かいカテゴリーごとに投稿を受け付ける。投稿をカテゴリーに分類する手法は既知であるため、以降、すべて企画フィールドに入る投稿だけを考える。受け付けられた投稿は、必要に応じて会員情報とともに投稿記録部 1 8 に記録される。本実施の形態では、ある投稿群が保護レベルに達し、特許出願がなされたら、その企画については以降の投稿を締め切るものとする。もしその企画についてさらに別のアイデアがある場合は、別の企画として新たなスレッドを立てて別の投稿群を形成していくものとする。

【 0 0 2 5 】

公開処理部 4 2 は第 1 公開を行う第 1 公開部 4 4 と第 2 公開を行う第 2 公開部 4 6 を含む。第 1 公開部 4 4、第 2 公開部 4 6 はともに、投稿記録部 1 8 の所定のメモリ領域に設けられた停止フラグ（後述）を参照し、投稿の公開可否を判断する。停止フラグの初期値は 1 で、「公開の停止」を意味するものとする。第 1 公開部 4 4 はある投稿について停止フラグが 1 になっているとき、現在その投稿について公開が停止されている旨のコメントを表示する。

10

【 0 0 2 6 】

投稿管理部 3 2 は指示入力部 3 4、権利化管理部 3 6、公開促進部 3 8 を含む。指示入力部 3 4 は特殊会員 U B のみに表示されるか、または、すべての会員に表示されるが特殊会員 U B のみに与えられたユーザ ID とパスワード等の方法により特殊会員 U B のみが利用できるなど、いずれにしても特殊会員 U B のみが制御可能に構成される。指示入力部 3 4 は特殊会員 U B から投稿の公開を停止ないし許可する旨の指示を受け、これを投稿記録部 1 8 の停止フラグへ反映する。

20

【 0 0 2 7 】

権利化管理部 3 6 はある投稿群が保護レベルに達したときその旨の通知を特殊会員 U B から受け、これを図示しない権利化部に通知するとともに、現在、保護のための手続が必要であることを示す、投稿記録部 1 8 内に設けられた保護フラグ（後述）をセットする。権利化部は例えば権利化担当者がある特許事務所の端末を利用できる。なお、保護フラグがセットされたときは特許出願が終わるまで投稿群を公開すべきではないため、保護フラグが 1 である間ずっと停止フラグも 1 となるよう、フラグビットを出力するフリップフロップ回路を構成しておく。

30

【 0 0 2 8 】

権利化部は権利化管理部 3 6 から権利化の必要性が通知されたときその旨と投稿群のログを図示しない権利化担当者に通知する。弁理士などの権利化担当者は投稿群を精査し、特許明細書を作成して出願に至る。その作業プロセスは発明提案書プラスアルファの情報から特許明細書を起稿する意味において一般的であり、本実施の形態に限って特段の困難があるわけではない。もちろん、権利化担当者は投稿をした会員本人の許可を得て当人にアクセスし、投稿のより詳細な説明を受けてもよい。いずれにせよ、権利化担当者から特許出願の完了報告を受け取ると、権利化部は権利化管理部 3 6 に対してその旨を通知する。

40

【 0 0 2 9 】

権利化管理部 3 6 はそれを受け、投稿記録部 1 8 の出願フラグ（後述）をセットする。出願フラグが立てば保護フラグと停止フラグはリセットされるべきであるため、これらのフラグを出力するフリップフロップ回路をそのように構成しておく。その結果、出願が完了すれば、保護のための手続が現在は存在しないこと、公開の停止は解除してよいことが示される。

【 0 0 3 0 】

権利化部は特許出願が特許になったときこれを権利化管理部 3 6 へ通知する。権利化管理部 3 6 は投稿記録部 1 8 内に設けられた権利化フラグ（後述）をセットし、権利化済みであることを示す。権利化フラグが立てば、出願フラグはもはや意味を持たないため、出願フラグがリセットされるようフリップフロップ回路を構成しておく。なお、出願フラグ

50

や権利化フラグをセットする際、権利化管理部 3 6 は特殊会員 U B に問い合わせ、発明者と貢献者の特定および持ち分や貢献度を入力させる。これらの情報は投稿記録部 1 8 の報償情報領域（後述）に記入される。

【 0 0 3 1 】

公開促進部 3 8 はある企画に関して最新の投稿が投稿記録部 1 8 に記録されたとき、割込処理やソフトウェアポーリングなどによってこれを検知し、そこから一定の審査期間を計時する。審査期間が満了したらその投稿について投稿記録部 1 8 の停止フラグをリセットする。

【 0 0 3 2 】

報償管理部 2 2 は公開促進部 3 8 同様の手法で投稿記録部 1 8 の出願フラグと権利化フラグを監視し、これらのフラグがセットされたとき報償情報領域を参照し、ここに有効な情報があればその情報と会員情報記録部 1 4 の情報から報償を与えるべき会員を特定する。報償がサイト内で利用できるポイント等、電子的なものである場合、その報償は会員情報記録部 1 4 の該当する会員のメリットとして書き込まれる。報償が会員全体への公表の場合、報償管理部 2 2 は公表すべき会員を公開処理部 4 2 に伝え、公開処理部 4 2 がこれを会員全体に公表する。報償管理部 2 2 は実際に景品や金銭を付与する場合、これをオフライン処理すべくシステム運営者へ通知する。もちろん、オンラインのまま景品の発送まで完了させることもできる。

【 0 0 3 3 】

図 2 は投稿記録部 1 8 の内部データ構成を示す。投稿記録部 1 8 は投稿 ID 2 0 0、最新投稿時刻 2 0 2、自動公開時刻 2 0 4、停止フラグ 2 0 6、保護フラグ 2 0 8、出願フラグ 2 1 0、権利化フラグ 2 1 2、報償情報 2 1 4 をそれぞれ記録するメモリ領域を有する。投稿 ID 2 0 0 はある投稿群の契機となる最初の投稿に与えられた ID で、ひとかたまりの投稿群ごとの識別情報として機能する。投稿群の内容自体はこの ID をポイントとして投稿記録部 1 8 の図示しない別領域に逐次記録されていく。最新投稿時刻 2 0 2 は投稿群ごとに最新の投稿がなされた時刻を示す。例えば、ID 0 0 0 3 の投稿群については、最新の投稿が 2 0 1 0 年 1 1 月 0 5 日 2 3 時 0 5 分となっている。

【 0 0 3 4 】

自動公開時刻 2 0 4 は公開促進部 3 8 が最新の投稿の時刻をもとに自動的に公開すべき時刻を示す。ここでは一例として最新の投稿時刻からちょうど 2 日後としており、ID 0 0 0 3 の場合、2 0 1 0 年 1 1 月 0 7 日 2 3 時 0 5 分である。より正確にいうと、その時刻になったら公開促進部 3 8 が停止フラグをリセットし、それを受けて第 1 公開部 4 4 が一般会員 U A に投稿を公開する。ただし、自動公開の時刻より先に停止フラグが特殊会員 U B によって積極的にリセットされている場合もあり、そのときはその投稿群について最新投稿時刻 2 0 2 は意味をもたない。

【 0 0 3 5 】

停止フラグ 2 0 6 の初期値は 1 で、まずはいずれの投稿も公開が停止される。そのため、特殊会員 U B による審査に時間を与えることができる。報償情報 2 1 4 は、例えば ID 0 0 0 1 については R 0 0 0 1 がポイントとして記録され、それが示すアドレスに詳細な報償情報が記録されている。出願フラグ 2 1 0、権利化フラグ 2 1 2 のいずれも立っていない ID 0 0 0 3、0 0 0 4 の投稿群については、報償情報は生成されていない。

【 0 0 3 6 】

図 2 のごとく、ID 0 0 0 1 の投稿群はすでに権利化が終わっている。そのため投稿は過去に打ち切られており、公開の停止も解かれている。ID 0 0 0 2 の投稿群も特許出願が終わっているため同様である。ID 0 0 0 3 の投稿群は保護フラグ 2 0 8 が立っていないが、停止フラグ 2 0 6 も立っていないため、自動公開の時刻に関係なく、第 1 公開部 4 4 から迅速に公開される。停止フラグ 2 0 6 の初期値は 1 だから、自動公開時刻になる前にこのフラグが 0 となっていれば、特殊会員 U B が公開を促進するためにリセットしたことになる。ただし、特殊会員 U B がそうした操作をせずに放置しても、投稿は 2 日後に公開される。

10

20

30

40

50

【 0 0 3 7 】

I D 0 0 0 4 の投稿群は、保護フラグ 2 0 8 がセットされている。そのため自動的に停止フラグもセットされ、自動公開時刻になっても第 1 公開はされない。これらのフラグは出願フラグ 2 1 0 がセットされるまで、特殊会員 U B が操作しないかぎりリセットされないため、特許出願が完了するまで公開は停止されつづける。

【 0 0 3 8 】

図 3 は以上の構成による実施の形態における投稿処理の流れを示す。この処理の前に会員の登録や特殊会員 U B の守秘義務契約等は済んでいるとする。投稿受付部 1 6 は投稿群を受け付ける準備として、その投稿群に関する停止フラグ 2 0 6 を 1、その他のフラグを 0 に設定し、処理の環境を設定する (S 1 0)。この後、企画フィールドに対する投稿があるまで待ち (S 1 2 N)、投稿があったとき (S 1 2 Y)、まずこれが第 2 公開部 4 6 により第 2 公開される (S 1 4)。

10

【 0 0 3 9 】

つづいて、この投稿群に関する保護フラグ 2 0 8 が検査される。この検査は第 1 公開部 4 4 と投稿受付部 1 6 によってなされ、保護フラグ 2 0 8 が 0 なら前者が処理をなし後者はなにもしない。逆にこのフラグが 1 なら前者はなにもせず後者が処理をなす。

【 0 0 4 0 】

まず、第 1 公開部 4 4 による検査により保護フラグ 2 0 8 が 0 と判明すれば (S 1 6 Y)、第 1 公開部 4 4 はつづいて停止フラグ 2 0 6 を検査し、これも 0 であれば (S 1 8 N)、通常どおり第 1 公開を行う (S 2 0)。停止フラグ 2 0 6 は自動公開時刻になってリセットされるか、または特殊会員 U B によって積極的にリセットされるか、ふたとおりである。この時点でこの投稿群はいずれの会員からも参照可能な状態となる。一方、保護フラグ 2 0 8 は 0 であるが (S 1 6 Y)、停止フラグ 2 0 6 は 1 の場合 (S 1 8 Y)、第 1 公開部 4 4 はその投稿群を公開せず、代わりに「現在この投稿は審査中」などのコメントを表示する (S 2 2)。

20

【 0 0 4 1 】

S 1 6 にもどり、投稿受付部 1 6 による保護フラグ 2 0 8 の検査の結果、これが 1 であれば (S 1 6 N)、投稿受付部 1 6 はさらに出願フラグ 2 1 0 を検査し、これが 0 であれば (S 2 6 Y) そのまま次の投稿を受け付ける (S 1 2)。一方、出願フラグ 2 1 0 が 1 であれば (S 2 6 N)、報償管理部 2 2 によりこの特許出願に関する報償の処理がなされ (S 3 0)、この投稿群が第 1 公開部 4 4 によってすべて公開される (S 2 0)。

30

【 0 0 4 2 】

S 2 0 ないし S 2 2 において、第 1 公開部 4 4 が通常第 1 公開または審査中のコメントを表示した後、投稿受付部 1 6 によって投稿の受付を終了すべきか否かが判定される (S 2 4)。判定には出願フラグ 2 1 0 を流用する。出願フラグ 2 1 0 が 1 の場合、もはやこの企画に関する新たな投稿は受付ないため、一連の処理を終了する (S 2 4 Y)。一方、出願フラグ 2 1 0 が 0 の場合 (S 2 4 N)、まだ投稿を受け付けるため、処理は S 1 2 に戻る。

【 0 0 4 3 】

なお、この処理の後、特許出願が特許になったとき別の処理が発生する。それときは権利化フラグ 2 1 2 をセットし、報償管理部 2 2 から報償の対象となる会員に報償を出せばよい。

40

【 0 0 4 4 】

以上、この実施の形態によれば、ユーザイノベーションが実現する。会員はそれぞれ企画の成立に対してその一部を担えばよいため、参加が容易である。インターネットを利用し、会員がそれぞれ自分の場所にいながら、興味や知識をもつテーマに参加し、バーチャルな企画会議を実施することができる。しかも、そうして生まれるアイデアが積み重ねられて知的財産による保護に値するようになれば遅滞なくこれを非公開にして新規性を保ち、必要な知的財産を確保することができる。しかも、各会員の発言はすべてログに残るため、企画ないし知的財産が成立したとき、各人の寄与率や貢献度の決定に便利である。

50

【 0 0 4 5 】

会員としても、自らの発言によって企画が深化し、いずれは商品等になりうることはひとつの楽しみである。しかも、利用が容易な Q & A サイトの中で気が向いたときに自由に発言すればよいため、負担も少ない。企画が商品化までされなくても、特許出願になることがあり、その際発明者にもなりうる。エンジニアや研究者でない一般の人にとって、一生のうちにいちどでも特許の発明者になりうるということは、とても名誉であり、ひとつの記念ともなる。仮に発明者になれなくても、特許出願に結びついた投稿群に関わった会員全員に「・・・特許の成立に貢献した」という理由でシステム運営者が表彰すれば、やはりこれもひとつの記念になる。

【 0 0 4 6 】

このように本実施の形態によれば、会員は気楽に参加しながらも、通常 Q & A サイトで得られるより、より大きな名誉や満足を得る可能性があり、Q & A サイト利用の活性化にも結びつく。これらの総合的な効果により、多数の会員から多数の企画が生まれ、いわゆるクリティカルマスを超えていくひとつのビジネスモデルとなる。

【 0 0 4 7 】

わが国は 2 0 0 2 年に「知財立国」を世界に向けて標榜した。そのためには、知的財産が一般の人に馴染みのない状態のままでは不都合であろう。本実施の形態によって一般の人をイノベーションに参加させ、かつ、発明者という立場を身近に意識できる場を創ることは、知財立国化推進へのひとつの方策となる。

【 0 0 4 8 】

[変形技術]

実施の形態では停止フラグ 2 0 6 の初期値を 1 としたが、これを 0 として、特殊会員 U B による明示的な停止の指示がないかぎり、どんどん公開する構成としてもよい。特殊会員 U B の便宜を図るべきか、会員によるスピーディなやりとりを重視すべきかは状況によって選択できる。投稿の最初の頃は保護レベルに到達しないだろうとの予測のもと、投稿群に含まれる投稿数や投稿開始からの経過時間等、投稿に関連する状況データをもとに、最初のうちは停止フラグ 2 0 6 の初期値を 0 としてどんどん公開し、ある時点から初期値を 1 に変更し、特殊会員 U B による審査を待つことにしてもよい。

【 0 0 4 9 】

実施の形態では、特許出願が完了した時点で発明者と貢献者に最初の報償を出したが、これは保護フラグ 2 0 8 が立ったときでもよい。保護フラグ 2 0 8 または出願フラグ 2 1 0 のいずれかが立つことは、その投稿群によって体现される企画の詳細が知的財産として保護に値することを意味するためである。

【 0 0 5 0 】

実施の形態では企業が特殊会員 U B となって企画を得る方法にふれた。さらに、企業によっては、卓抜なアイデアを発する会員をヘッドハンティングする可能性も考え得る。そのために、図示しない「会員アクセス要求部」を新設し、企業その他の会員から、システム運営者に対して、投稿群に参加した特定の会員へのコンタクトを要求してもよい。会員アクセス要求部が要求を受けたとき、その旨と要求元の情報は対象となる会員に通知され、その会員がコンタクトを許可すれば、その会員のコンタクト情報が要求元に通知される構成とすればよい。この構成の場合、会員は企画や特許の成立に参加することに加え、自らを売り出す場として本実施の形態を利用することができる。

【 0 0 5 1 】

実施の形態では、一般会員 U A が発明者、貢献者になると考えた。しかし、特殊会員 U B も企画を深化させることがある。また、自ら議論の口火を切ることもある。したがって、特殊会員 U B も発明者や貢献者と認定してもよい。その場合、特殊会員 U B は名誉と一種の成功報酬的な考え方をもってこの場に参加することができる。

【 0 0 5 2 】

実施の形態では、投稿は会員情報とともに投稿記録部 1 8 に記録されるとしたが、この情報に加えて、第三者機関が提供するタイムスタンプを関連付けて記録されてもよい。投

10

20

30

40

50

稿受付部 16 は、第三者機関が提供するタイムスタンプを取得するタイムスタンプ受信部（図示ししない）を有し、そのタイムスタンプを投稿に関連付けて投稿記録部 18 に記録する。第三者機関が提供するタイムスタンプを投稿に関連付けることで、各投稿の投稿日時の信頼性が高まり、権利関係の確認に有用な資料となる。

【0053】

実施の形態では、権利化管理部 36 が権利化のために権利化担当者へ通知するとしたが、単なる通知だけでなく、権利化すべき内容をまとめた書類を作成する、図示しない書類作成部を有してもよい。

一般に、特許出願のためには、発明の内容に加えて、出願人、および発明者などの書誌的な情報が必要になる。書類作成部はこうした特許出願に必要な情報をまとめて発明提案書を生成する。書類作成部は、発明提案書に記載すべき内容を生成するための複数のモジュール、すなわち投稿の内容を抽出し書類形式にまとめる発明内容出力部、投稿者に基づいて発明者の候補を抽出し書類形式にまとめる発明者出力部、出願人の候補を抽出し書類形式にまとめる出願人出力部、権利化すべき事案を管理するために事案毎に整理番号を割り当てる整理番号割当部を有する。発明提案書には、整理番号割当部が割り当てた整理番号が付与され、発明の内容、発明者、および出願人などの書誌的な情報が記載される。

【0054】

発明内容出力部は、投稿記録部 18 から権利化を指示された投稿群を読み込み、一定の書式に準じた形式で各投稿を整形する。例えば、投稿を時系列で並べてもよいし、投稿者や投稿者の職種や専門分野などの属性がわかるように並べてもよい。また、「課題」「知識」「知恵」などの内容を示すタグが個々の投稿または投稿内の文字列に付与されている場合、発明内容出力部はタグの種類に応じて整形してもよい。整形の仕方は任意であり、発明内容出力部は、投稿処理システム 100 に登録されている様々な情報を活用して、発明の内容が把握しやすいように投稿を整形する。

【0055】

発明者出力部は、投稿記録部 18 と会員情報記録部 14 とを参照して、権利化を指示された投稿群に含まれる投稿の投稿者を発明者の候補として抽出する。発明者を抽出する際、発明者出力部は、投稿数の多い順に発明者をリストアップしてもよいし、投稿傾向に基づいて発明者をリストアップしてもよい。

【0056】

一般に、投稿は先の投稿に受け応える形で連なる。投稿内容が、他の利用者の思考を刺激する内容であったり、議論のブレークスルーになる内容であったりした場合、短時間に集中して投稿がなされる。この投稿の時間的な変化を「投稿傾向」とよぶとき、これは横軸に投稿日時、縦軸に投稿総数をとってプロットした点を結んだ曲線のある時点における接線の傾きで示すことができる。発明者出力部は、後に人による検証を経るとしても、暫定的に、投稿傾向に応じて発明者を推定してもよい。すなわち、投稿傾向が大きく変化した投稿の投稿者を発明者として抽出してもよいし、投稿傾向が大きく変化した時点から、元の投稿傾向に戻った時点までの投稿者を発明者として抽出してもよい。投稿傾向が大きく変化した時点は、例えば、投稿傾向の増加率を算出し、増加率が所定の値を超えた場合であってよい。

【0057】

権利化管理部 36 は、貢献者を特定し、貢献度を算出する図示しない貢献者出力部をさらに有してもよい。貢献者出力部は、発明者出力部と同様に、投稿数や投稿傾向に基づいて貢献者を抽出する。貢献者出力部は、投稿数が多い順に投稿者をリストアップしてもよいし、投稿傾向が大きく変化した投稿をした投稿者を貢献者としてリストアップしてもよい。

【0058】

第2公開部 46 を介して行われる投稿は、第1公開部 44 で投稿された内容を、更に精査し、特許出願レベルに高めたり、企画を実現するための具体的な内容を投稿する場として位置づけられる。このため、第2公開部 46 における議論には、様々な分野の専門知識

10

20

30

40

50

を持つ者がバランスよく参加することが好ましい。そこで、公開処理部 4 2 は、参加者の専門知識のバランスを適切に保つための図示しない参加者調整部を有してもよい。そのために会員情報記録部 1 4 は、各会員が有する専門知識を特定するための属性情報を保持するものとする。

【 0 0 5 9 】

参加者調整部は、投稿群ごとに投稿者の属性を集計し、属性毎の参加者の数が、所定の人数を満たしているか否かを判断する。満たしていない場合、その属性に該当する特殊会員 UB に対して議論に参加することを促す通知をする。この通知は、電子メールなどの個人に直接通知する手段を用いることでもよいし、コミュニティのウェブページに参加者を募るメッセージを表示することでもよい。参加者の専門知識のバランスは、議論の種類毎に予め設定されていてもよいし、議論を進める過程で、進行者や参加者が必要な専門知識を有する者の参加を要請することで設定されてもよい。そのために参加者調整部は、予め議論の種類毎に属性と参加者数とを関連づけて保持するバランス記憶部を有する。また、議論の途中で専門知識保持者の参加要請を受け付けるための参加要請部をさらに有する。これにより、第 2 公開部 4 6 における議論は、様々な専門知識を有する者により行われることが保証され、専門的で現実的な結論を導き出すことができる。

10

【 0 0 6 0 】

実施の形態では、一般会員 UA と特殊会員 UB とを分けて考え、第 2 公開部 4 6 における議論には一般会員 UA は参加できないこととした。しかしながら、最初の投稿者や、第 1 公開部 4 4 において積極的に発言した者については、第 2 公開部 4 6 における議論に参加する機会を設けてもよい。そのために投稿管理部 3 2 は、保護レベルに到達した投稿群に投稿した実績のある一般会員 UA を第 2 公開部 4 6 での議論にも参加する機会を設ける許可部 (図示しない) を更に有してもよい。

20

【 0 0 6 1 】

投稿群が保護レベルに到達した場合、許可部は、投稿した実績のある一般会員 UA に対して、第 2 公開部 4 6 での議論に参加する意志があるか否かを問い合わせる。ただし、その前に許可部は、投稿した一般会員 UA の中から参加を打診する者を予め特殊会員 UB に選定させる、特殊会員 UB 用のインタフェースを提供することが望ましい。投稿したすべての一般会員 UA を参加させると会員を一般と特殊に分ける意味が薄れる。

許可部は、参加を打診され、かつ参加意志を表明した一般会員 UA をその投稿群に限定した特殊会員 UB として会員情報記録部 1 4 に記録する。この場合、通常の特会員 UB と同じように電子契約部 5 2 を介し、システム運営者と守秘義務契約を結ぶ。許可部を設けることで、議論の公開性と、知的財産保護のための非公開性を会員の投稿意欲を損なうことなく実現できる。

30

【 0 0 6 2 】

「プロボノ」 (Pro Bono Publico : 「公共善のために」の略語) という考え方に基づく活動が広がりつつある。プロボノとは、仕事のスキルや経験を生かして社会に貢献するボランティア活動のことである。こうした活動が広がる背景には、仕事が細分化、複雑化されるなか、日常の仕事では得られない経験や、金銭的な対価では得られない精神的満足を求める風潮がある。内閣府の「社会意識に関する世論調査」によると、20 歳代および 30 歳代の 6 割程度が「社会の役に立ちたいと思う」と回答しており、これが年々増加傾向にある。実施の形態は、プロボノをネットワーク上で実現するとともに、活動をとおして生み出された知的財産を適切に保護する仕組みとして位置づけることができる。この仕組みをさらに拡張した形態について説明する。

40

【 0 0 6 3 】

報償管理部 2 2 が行う会員に与える報償とは別に、公共善という考え方のもと、コミュニティ全体をより結束させる仕組みを組み込む。公共性の高い企画をコミュニティ全体で掲げ、一連の議論で得られた報償をその企画の実現に使うというものである。例えば、「僻地に学校を建てる」という企画を掲げ、議論を行うことで得られた報償を実際の学校建築資金として貯蓄する。資金が目標額に到達した際、その資金をサイト運営者が責任をも

50

って必要な団体に提供する。こうした活動のためには、企業も資金提供側として名乗りを上げやすい。

【0064】

このために投稿処理システム100は、コミュニティの会員が共有すべき企画を管理する、図示しない共有企画管理部をさらに備える。共有企画管理部は、企画毎に必要な目標額と現在までの貯蓄額とを関連づけて記録する企画記録部と、企画の登録や編集などの管理を行う企画設定部とを有する。共有企画管理部はさらに、貯蓄額が目標額を上回ったか否かを判断するための監視部を有する。貯蓄額が目標額を上回った場合に、監視部は、システム運用者にその旨を通知するとともに、コミュニティのメンバーに目標額に到達したことを通知する。

10

【0065】

報償管理部22は、報償の一部または全てを共有企画部が管理している共有企画に割り当てる分配部を有する。分配部は、各共有企画に分配する金額を算出し、算出額を共有企画管理部に出力する。共有企画管理部は、分配部から指示された算出額を、該当する共有企画の貯蓄額に加算する。以上の仕組みにより、公共善実現の可能性がより多くの会員のより積極的な参加を促し、プロボノの精神を社会に向けて発信することができる。

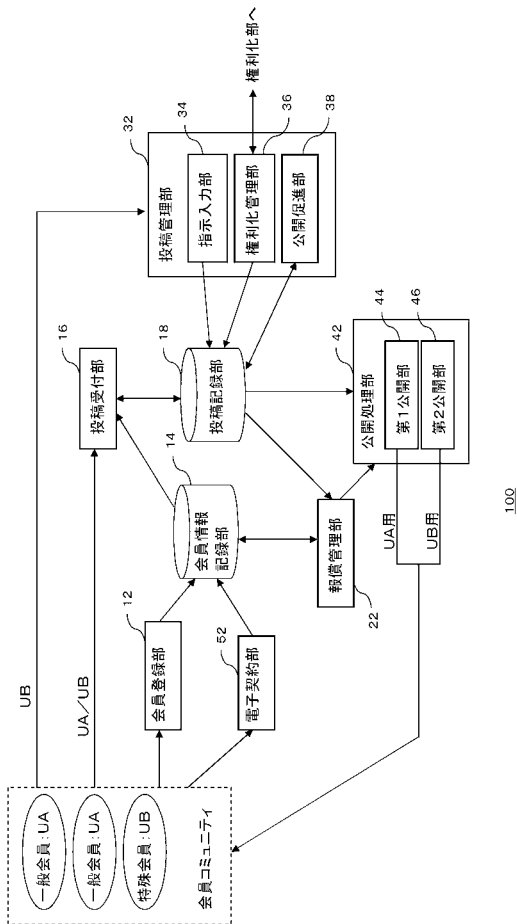
【符号の説明】

【0066】

- 14 会員情報記録部、
- 16 投稿受付部、
- 18 投稿記録部、
- 32 投稿管理部、
- 34 指示入力部、
- 38 公開促進部、
- 42 公開処理部、
- 44 第1公開部、
- 46 第2公開部、
- 100 投稿処理システム。

20

【図1】



【図2】

ID	最新投稿時刻	自動公開時刻	停止	保護	出願	権利化	報償情報
0001	---	---	0	0	0	1	R0001
0002	---	---	0	0	1	0	R0002
0003	201011052305	201011072305	0	0	0	0	---
0004	201011120156	201011140156	1	1	0	0	---

18

【 図 3 】

